

高知県沿岸漁業改善資金保証料補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、沿岸漁業改善資金保証料補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補給金は、沿岸漁業改善資金を借り受ける漁業者の債務保証を引き受ける保証機関に対し、県が予算の範囲内で保証料補給を行い、漁業者の負担を軽減することにより、当該漁業者の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

(保証機関)

第3条 県は、全国漁業信用基金協会高知支所（以下「基金協会」という。）が沿岸漁業改善資金について保証を行う場合に、基金協会に対して保証料補給を行うものとする。

(対象者)

第4条 この要綱により保証料補給の対象となる漁業者（以下「対象漁業者」という。）は、沿岸漁業を開始する者又は営む者であつて次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (2) 個人の場合は、償還完了時における年齢がおおむね70歳以下であること。
- (3) 漁業協同組合等からの借入金等に固定化債権がないこと。

2 資金の種類ごとの対象者の要件は、別表第1に定めるとおりとする。

(対象資金等)

第5条 この要綱により保証料補給の対象となる資金の種類、補給対象及び補給期間は、別表第2に定めるとおりとする。

(保証料及び保証料補給率)

第6条 沿岸漁業改善資金の保証料は基金協会が別途定めるものとし、保証料補給率は次の表に定めるとおりとする。

(1) 新規就業者（別表第3に定める者）	
(2) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第58号）第4条第3項の認定を受けた漁業者	0.84 パーセント
(3) (1) 及び (2) 以外の者	0.40 パーセント

(保証料補給の上限)

第7条 この要綱による保証料補給承認額の上限は、沿岸漁業改善資金利子補給承認額とす

る。

(融資手続及び保証料補給承認申請手続)

第8条 対象漁業者は、第5条に定める資金の所定の借入申込書に沿岸漁業改善資金保証料補給依頼書(別記第1号様式。以下「保証料補給依頼書」という。)を添えて融資機関に提出しなければならない。

2 保証料補給依頼書の提出を受けた融資機関は、債務保証協議書に保証料補給依頼書を添えて、基金協会に提出しなければならない。

3 基金協会は、債務保証協議書を受けた場合には、内容を十分審査の上、相当であると認める者については、債務保証協議書及び借入申込書の写しを添えて、保証料補給承認申請書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(保証料補給承認通知)

第9条 知事は、前条の保証料補給承認申請書の内容について審査の上、相当であると認めるものについては、保証料補給承認書(別記第3号様式)により基金協会に通知するものとする。

(実行及び報告)

第10条 基金協会は、前条の通知を受け、保証した後10日以内に保証実行報告書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

2 基金協会は、保証の中止又は変更等が生じた場合は、10日以内にその旨を知事に報告しなければならない。

(繰上償還の報告)

第11条 基金協会は、対象漁業者から、沿岸漁業改善資金の全部又は一部の繰上償還があったことを知った日から10日以内に繰上償還報告書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。この場合において、貸付元本が第6条に規定する保証上限額を超えているものに係る繰上償還金については、保証料補給対象部分から充当するものとする。

(関係書類の保管)

第12条 基金協会及び対象漁業者は、当該借入れに係る関係書類を当該事業完了後5年間保管しなければならない。

(保証料補給の請求及び交付)

第13条 基金協会は、保証料補給金請求書(別記第6号様式)に保証料補給金計算書(別記第7号様式)を添えて、次に掲げる期日までに知事に提出しなければならない。

区分	利子補給期間	請求期日
上期分	1月1日から6月30日まで	左欄の期間と同年内の7月末日
下期分	7月1日から12月31日まで	左欄の期間と同年度内の1月末日

2 県が交付する保証料補給金の額は、1月1日から6月30日まで及び7月1日から12

月 31 日までの各期間に算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該保証料補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

3 知事は、前項の保証料補給金請求書が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中に保証料補給金を交付するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（保証料補給契約）

第 14 条 県と基金協会との間で締結する保証料補給契約書は、別に定めるものとする。

（書類の検査及び報告）

第 15 条 知事は、必要があると認めたときは、対象漁業者、融資機関及び基金協会の関係帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は必要な報告を求めることができる。

（保証料補給金の返還等）

第 16 条 知事は、基金協会がこの要綱に違反したと認めたとき又は第 13 条第 3 項各号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、交付すべき保証料補給金の全部若しくは一部

の交付を打ち切り、又は既に交付した保証料補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 知事は、対象漁業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該借入金に対する保証料補給金の交付を停止し、又は打ち切ることができる。

(1) 当該資金を貸付の対象となった事業以外の目的に使用したとき。

(2) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

(3) 虚偽の借入申込書により借入れしたとき。

(4) 漁業に関する法令若しくは処分に違反し、若しくは行政庁の指示に従わなかったとき又は漁船に関する法令若しくは処分に違反したとき。

(延滞金)

第 17 条 基金協会は、保証料補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(情報の開示)

第 18 条 この要綱に基づく融資事業又は融資機関に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、高知県沿岸漁業改善資金保証料補給金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

資金の種類	貸付金の種類	対象漁業者
経営等 改善資金	(1) 操船作業省力化機器等設置資金	ア 沿岸漁業を営む個人
	(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金	イ 沿岸漁業を営む漁業生産組合
		ウ 沿岸漁業を営む漁業協同組合
	(3) 補機関等駆動機器等設置資金	エ 沿岸漁業を営む協業体 (漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。)
	(4) 燃料油消費節減機器等設置資金	オ 沿岸漁業を営む会社 (その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。以下同じ。)
	(5) 新養殖技術導入資金	カ 認定中小企業者
		キ 促進事業者
	(6) 資源管理型漁業推進資金	ア 沿岸漁業を営む個人
		イ 沿岸漁業を営む漁業生産組合
		ウ 沿岸漁業を営み、又は沿岸漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合
	(7) 環境対応型養殖業推進資金	エ 沿岸漁業を営み、又は沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業体 (漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。)
		オ 沿岸漁業を営む会社
カ 認定中小企業者		
(8) 乗組員安全機器等設置資金	キ 促進事業者	
	ア 沿岸漁業を営む個人	
	イ 沿岸漁業を営む漁業生産組合	
	ウ 沿岸漁業を営む漁業協同組合	
	エ 沿岸漁業を営む協業体 (漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。)	
(9) 救命消防設備購入資金	オ 沿岸漁業を営む会社	
(10) 漁船転覆防止機器等設置資金		
(11) 漁船衝突防止機器等購入等資金		
(12) 漁具損壊防止機器等購入資金		
生活改 善資金	(1) 生活合理化設備資金	沿岸漁業の従業者
	(2) 住宅利用方式改善資金	
	(3) 婦人・高齢者活動資金	沿岸漁業の従事者の組織する団体
青年漁 業者等 養成確 保資金	(1) 研修教育資金	ア 青年漁業者 (18歳以上40歳未満の者に限る。(2)において同じ。)
		イ 漁業労働に従事する者 (18歳以上50歳未満の者に限る。以下同じ。) その他の漁業を担うべき者
		ウ 漁業労働に従事する者を使用して沿岸漁業を営む者
(2) 高度経営技術習得資金	ア 青年漁業者	
	イ 青年漁業者の組織する団体	
(3) 漁業経営開始資金	ア 青年漁業者 (18歳以上40歳未満の者及び40歳以上50歳未満であって漁業労働に従事する者である者に限る。以下同じ。)	
	イ 青年漁業者の組織する団体	

別表第2（第5条関係）

資金の種類	貸付金の種類	保証料補給対象	保証料補給期間
経営等改善資金	(1) 操船作業省力化機器等設置資金	自動操だ装置、遠隔操縦装置、サイドスラスター、レーダー、自動航跡記録装置、GPS受信機の設置費用	7年以内（据置1年以内） （農工商等連携促進法によるもの にあつては9年以内（据置3年以内）、農林漁業バイオ燃料法によるものにあつては9年以内（据置1年以内）、六次産業化法によるものにあつては9年以内（据置3年以内））
	(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金	動力式つり機、ラインホーラー等の揚縄機、ネットホーラー等の揚網機、巻取りウインチ、放電式集魚灯、漁業用クレーン、漁獲物等処理装置、海水冷却装置、海水殺菌装置、漁業用ソナー、カラー魚群探知機、潮流計、船尾魚艙用コンテナの設置費用	
	(3) 補機関等駆動機器等設置資金	補機関、油圧装置の設置費用	
	(4) 燃料油消費節減機器等設置資金	漁船用環境高度対応機関、定速装置、発光ダイオード集魚灯の設置費用	
	(5) 新養殖技術導入資金	農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 ア 養殖施設の設置費用 イ 種苗の購入費用又は生産費用 ウ 餌料の購入費用	4年以内（据置2年以内） （農工商等連携促進法によるもの にあつては5年以内（据置3年以内）、農林漁業バイオ燃料法によるものにあつては5年以内（据置2年以内）、六次産業化法によるものにあつては5年以内（据置3年以内））
	(6) 資源管理型漁業推進資金	ア 水産資源の管理に関する取決めにに基づき、資源管理措置（漁具・漁法の制限、操業時間、又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等）を実施するために必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 イ アと併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置及び漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用 （ア）低利用・未利用資源の開発・利用を行うために必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 （イ）漁獲物の付加価値向上を行うために必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置費用	10年以内（据置3年以内） （農工商等連携促進法によるもの にあつては12年以内（据置5年以内）、農林漁業バイオ燃料法によるものにあつては12年以内（据置3年以内）、六次産業化法によるものにあつては12年以内（据置5年以内））
	(7) 環境対応型養殖業推進資金	漁船の保全に関する取決めにに基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、又は薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用 ア 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内	

		<p>容・量・方法の改善を行うために必要な造粒機、自動給餌機、餌料倉庫等の購入費用又は設置費用</p> <p>イ 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うために必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用</p> <p>ウ ア又はイに関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、餌料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用</p>	
	(8) 乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すり、安全カバー装置、揚網機安全装置の設置費用	5年以内 (据置1年以内)
	(9) 救命消防設備購入資金	救命胴衣、消火器、イーバブ、レーダートランスポンダ、小型漁船緊急連絡装置の購入費用	5年以内 (救命胴衣又は消火器は2年以内)
	(10) 漁船転覆防止機器等設置資金	漁獲物の横移動防止装置、甲板下の魚槽の設置費用	5年以内 (据置1年以内)
	(11) 漁船衝突防止機器等購入等資金	レーダー反射器の購入費用又は設置費用、無線電話の設置費用	5年以内
	(12) 漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識 (灯火付きブイ又はレーダー反射器付きブイ) の購入費用	5年以内
生活改善資金	(1) 生活合理化設備資金	し尿浄化装置又は改良便槽、家用給排水施設 (動力ポンプを除く。以下同じ。)、太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費	3年以内 (家用給排水施設、太陽熱利用温水装置は2年以内)
	(2) 住居利用方式改善資金	居室 (居間、寝室、子供室、老人室等)、炊事施設 (炊事場、食事室等)、衛生施設 (浴室、便所、洗面所等) 又は家事室等 (家事室、更衣室、土間等) の改造費用	7年以内
	(3) 婦人・高齢者活動資金	ア 機器等 (漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等) の設置費用 イ 機器等を使用して行う生産活動に要する費用 (種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等)	3年以内
青年漁業者等養成確保資金	(1) 研修教育資金	高知県沿岸漁業改善資金利子補給要綱第6条第1号アに定める基準に適合する研修を受けるために必要な費用 (旅費、教材費、授業料、視察費等)	5年以内 (据置1年)
	(2) 高度経営技術習得資金	経営方法又は技術の習得で高知県沿岸漁業改善資金利子補給要綱第6条第1号アに定める基準に適合するものに必要な費用 (パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ又は制御装置 (制御用コンピューター及び各種センサー類) 及び関連機器 (制御装置と直接連動する部分に限る。)) の購入費用等)	5年以内

	(3) 漁業経営開始資金	高知県沿岸漁業改善資金利子補給要綱第6条第1号アに定める基準に基づき、沿岸漁業の経営を開始するために必要な費用（漁船の建造費用、取得費用又は改造費、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、農林水産大臣が定める費用を除く。）	10年以内（据置3年） （農林漁業バイオ燃料法によるものにあつては12年以内（据置3年以内））
--	--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------

備考 この表において、「農商工等連携促進法によるもの」とは沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下この甲において「助成法」という。）の特例に係る中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第14条第2項に規定する資金を、「農林漁業バイオ燃料法によるもの」とは助成法の特例に係る農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第10条に規定する資金を、「六次産業化法によるもの」とは助成法の特例に係る地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第11条第2項に規定する資金をいう。

別表第3（第6条関係）

償還完了時点で、年齢がおおよそ70歳以下の者であって、次のいずれかに該当する者

- （1）漁業を承継することが見込まれる者
- （2）国の新規漁業就業者確保事業を修了見込みの者又は修了した者（研修修了日から3年以内の者に限る。）
- （3）高知県新規漁業就業者支援事業実施要領第3の5に定める長期研修を修了見込みの者又は修了した者（研修修了日から3年以内の者に限る。）
- （4）新たに漁業経営を開始しようとする者又は開始した後3年未満の者